

富士河口湖町地域防災計画

富士河口湖町防災会議

平成25年3月

第 1 編 総則

第2編 一般災害編

第3編 地震災害編

第4編 富士山火山災害編

目次

第1編 総則

第1章	計画の目的と編成	1
第2章	計画の性格	2
第3章	防災の基本方針	3

第2編 一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第2節	富士河口湖町の概況	15
第3節	富士河口湖町の災害の歴史	17

第2章 災害予防対策

第1節	防災組織の充実	20
第2節	防災知識の普及、防災訓練	25
第3節	防災施設及び防災資機材の整備、充実	30
第4節	消防予防対策	32
第5節	風水害等予防対策	36
第6節	建築物災害予防対策	42
第7節	文化財災害予防対策	43
第8節	特殊災害予防対策	44
第9節	原子力災害予防対策	46
第10節	情報通信システムの整備	48
第11節	災害時要援護者等への対策	50
第12節	防災ボランティア活動の推進	52

第3章 災害応急対策

第1節	活動体制	53
第2節	職員の配備体制	58
第3節	広域応援体制	62
第4節	自衛隊災害派遣要請	65
第5節	災害関係情報の収集・伝達	69
第6節	災害広報	76
第7節	通信手段の確保	79
第8節	原子力災害応急対策	81
第9節	水防対策	84
第10節	消防対策	89
第11節	緊急輸送対策	93

第 12 節	交通対策	95
第 13 節	避難対策	103
第 14 節	食糧・飲料水及び生活必需品等の供給対策	111
第 15 節	応急仮設住宅	117
第 16 節	医療対策	119
第 17 節	防疫対策	124
第 18 節	廃棄物処理対策	126
第 19 節	救出対策	128
第 20 節	死体の保護対策	130
第 21 節	障害物の除去対策	133
第 22 節	生活関連施設の応急対策	134
第 23 節	応急教育対策	141
第 24 節	郵政業務応急対策	143
第 25 節	義援金品募集配分計画	145
第 26 節	労働力確保対策	145
第 27 節	公共的団体による応援	146
第 28 節	ボランティア受入れ対策	147
第 29 節	災害救助法	148

第 4 章 災害復旧対策

第 1 節	計画の方針	150
第 2 節	激甚災害の指定に関する計画	151
第 3 節	被災者生活再建の支援	152

第3編 地震災害編

第1章 地震災害編の概要

第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	153
第2節	富士河口湖町の地盤の特質と地震災害の歴史	160
第3節	地震被害の想定	162

第2章 災害予防対策

第1節	地震に強いまちづくり	166
第2節	火災対策	169
第3節	生活関連施設の安全対策の推進	171
第4節	建築物等の安全対策	177
第5節	防災施設及び防災資機材の整備、充実	180
第6節	広域応援体制の確立	180
第7節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	180
第8節	地震防災応急計画作成の対象となる施設・事業所に対する計画	183
第9節	防災ボランティア活動の推進	183
第10節	防災訓練	184
第11節	災害時要援護者への対策	185

第3章 災害応急対策

第1節	活動体制	186
第2節	情報の収集・伝達	189
第3節	災害広報	193
第4節	火災対策	195
第5節	交通対策	196
第6節	避難	196

第4章 東海地震に対する事前対策計画

第1節	東海地震に対する事前対策計画の目的	197
第2節	活動体制	198
第3節	情報の収集・伝達	201
第4節	広報活動	204
第5節	避難活動	206
第6節	応急活動	208
第7節	防災関係機関等の講ずる措置	212
第8節	交通対策	217
第9節	事業所等対策計画	219

第4編 富士山火山災害編

第1章 総論

第1節	富士山火山編の概要	220
第2節	活火山としての富士山	220
第3節	富士山との共生	220
第4節	富士山の現況等	220
第5節	想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性	223
第6節	想定する火山災害	225
第7節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	231

第2章 災害予防対策

第1節	災害に強いまちづくり	233
第2節	防災関連施設・地域防災力等の把握	234
第3節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発	235
第4節	火山観測・監視体制の整備	236
第5節	異常現象発見の通報・伝達	236
第6節	関係機関との連携体制の整備	237
第7節	防災訓練	237
第8節	火山専門家との協力体制の整備	238
第9節	噴火前に避難行動をすべき範囲	238
第10節	自主防災活動	239
第11節	各施設等の防災対応力の向上	239
第12節	避難に関する情報伝達体制の整備	240
第13節	避難活動体制の整備	240
第14節	家畜避難体制の整備及び逃走防止の措置	242
第15節	医療救護体制の整備	242
第16節	食料及び生活必需品の調達	242
第17節	飲料水の確保、給水活動	243
第18節	防災ボランティア支援体制の整備	243
第19節	災害時要援護者支援体制の整備	243

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	245
第2節	町職員の配備体制	246
第3節	廃止基準	246
第4節	情報の伝達・収集・広報	246
第5節	避難行動	249
第6節	避難区域・警戒区域の見直し	254
第7節	一時帰宅の実施	254
第8節	家畜避難	254
第9節	交通応急対策	254
第10節	民心・社会秩序安定のための活動	255
第11節	降灰対策	256
第12節	被害拡大防止対策	256
第13節	災害救助法による支援	257
第14節	住宅供給の実施	257
第15節	残留者・行方不明者等の搜索	257
第16節	災害ボランティア支援対策	257
第17節	災害時要援護者支援対策	258

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節	継続災害	259
第2節	風評被害発生時の防止対策	259
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給	259
第4節	恒久住宅等の供給・再建	259
第5節	義援金品募集配分計画	260
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	260
第7節	職業安定	260
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	260
第9節	火山資源の活用	260
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備	260

第4編 富士山火山災害編

第1章 総論

第1節 富士山火山災害編の概要

この計画は、町民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、町、県、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものです。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編によります。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠があり、または、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、110の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられていません。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるため、休火山でなく活火山です。

富士山は、日本の中央に位置し、広大な裾野を形成しています。その周辺には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想され過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定されます。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民や観光客等の生活の一部を支えています。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山と共生を図る必要があります。

第4節 富士山の現況等

1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は、約500km³と我が国陸域の火山の中で最大です。山腹斜面の勾配は、標高1000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっています。

2 富士山の活動史

(1) 富士山は、約 70 万年前から 20 万年前までに活動した“小御岳火山”、約 10 万年前から 1 万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されます。“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生しました。“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されたもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から 5 つの活動期（噴火ステージ）に分類できます。

小御岳火山の時代…約 70～20 万年前。

現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が誕生しました。

古富士火山の時代…約 10 万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。

爆発的な噴火を繰り返しました。少なくとも 4 回の山体崩壊を発生させました。

新富士火山の時代…約 1 万年前、古富士火山を覆うように新富士火山が（現在の富士山）が噴火を開始。新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約 1 万年前～8 千年前頃には、静岡県三島市や本県大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出しました。

【新富士火山の主な噴火ステージ】

宮地(1988)に基づく

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ 1	約 11,000 年前 ～約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ
ステージ 2	約 8,000 年前 ～約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的で比較的の小規模な火砕物噴火
ステージ 3	約 4,500 年前 ～約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ 4	約 3,200 年前 ～約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ 5	約 2,200 年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂の中心に北西から南東方向に約 100 個の側火口があります。

有史後の主な噴火は、貞観 6～7 年(864～865 年)の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩が流出し、また、宝永 4 年(1707 年)の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸(東京都)にも大量の火山灰を降らせました。

以来 300 年、現在まで静かな状態が続いています。しかし、平成 12 年 10 月から 12 月、翌年 4 月から 5 月には富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認されました。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではありませんでしたが、改めて富士山は活火山であることが認識されたところです。

【富士山の主な災害の歴史】

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりです。

800(延暦 19. 4. ～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)
864(貞観 6. 5. ～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)
1083(永保 3. 2. 28)	富士山大噴火 (扶桑略記)
1435(永享 7. 1. 30)	富士山に山炎が確認 (王代記)
1559(永禄 2. 2.)	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)
1572(元亀 3. 2.)	上古田村(現在の富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う (新地割付帳)
1707(宝永 4. 11. 23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)
1951(昭和 26. 3. 6)	富士山麓に大雪代発生し、忍野村 50 年来の大被害
1954(昭和 29. 11. 27～28)	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人
1980(昭和 55. 8. 14)	富士山で大落石事故、死者 12 人

3 富士山における噴火の特徴

“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりです。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数ですが、火砕流の発生も確認されています。
- (2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火していますが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていません。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火で、最大の溶岩流噴火は貞観噴火です。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されています。

第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

1 想定火口範囲

国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示されたとおり、約3200年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険区域とします。

2 想定される火山現象とその危険性

(1) 想定される前兆現象

前兆現象	内 容
火山性地震（かざんせいじしん）	火山周辺に起きる震源の浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象です。多くは、身体に感じない小さな地震ですが、時として震度5から震度6弱程度の強い揺れになるおそれもあります。
火山性微動（かざんせいびどう）	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動といいます。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測されます。
山体膨張（さんたいぼうちょう）	山体の一部が膨張する現象です。
噴気（ふんき）	火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気ですが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもあります。

(2) 火山災害事象の解説

火山災害事象	内 容
溶岩流（ようがんりゅう）	1000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは温度などの条件によって様々ですが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さです。
降灰（こうはい）	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後に、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなります。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となります。

火山災害事象	内 容
噴石(ふんせき)	噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチ以上の岩片を噴石といいます。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもあります。特に、火口から半径2 km以内は大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険です。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがあります。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10 kmほど離れた場所で20 cm程度の軽石が到達し、さらに20 km離れたところにも数センチの軽石が到達しました。
火砕流(かさいりゅう)・火砕サーージ(かさいさーじ)	高温の溶岩・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象です。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サーージと呼びます。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた物は焼失し、人は死傷します。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要があります。
融雪型火山泥流(ゆうせつがたかざんでいりゅう)	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象です。主に谷底など低いところへ流れ下がりますが、あふれて流れる危険性もあります。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となります。
降灰後の降雨による土石流(こうはいごのこううによるどせきりゅう)	山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象です。特に、厚さ10 cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなります。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となります。
岩屑なだれ(がんせつなだれ)	山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてきます。富士山では、約2500年前に静岡県御殿場方面に崩れたことや、さらに昔も複数回あった可能性があると記録があります。また、近年、富士山直下に活断層が伏在し、震源断層となった場合の大規模な岩屑なだれが懸念されています。岩屑なだれは、広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となります。

火山災害事象	内 容
雪泥流（せつでいりゅう）	雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことにより流水が引き金となり、雪や土砂と混じって流下する現象です。富士山では、中世や江戸時代には麓の村を襲った大規模な雪代があったことが古文書に記録されています。
水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）	熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがあります。この場合、爆発の発生場所近くは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となります。
火山ガス（かざんがす）	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気ですが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むこともあります。
空振（くうしん）	噴火に伴う空気の振動が伝わる現象です。人体に対する直接の影響はありませんが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要です。
洪水氾濫（こうずいはんらん）	川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底に溜まることによって、本流の河床が上昇して洪水を起こす現象です。宝永噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害がありました。川沿いで注意が必要です。
津波（つなみ）	山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生します。富士山で発生した実績は記録されていませんが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要があります。

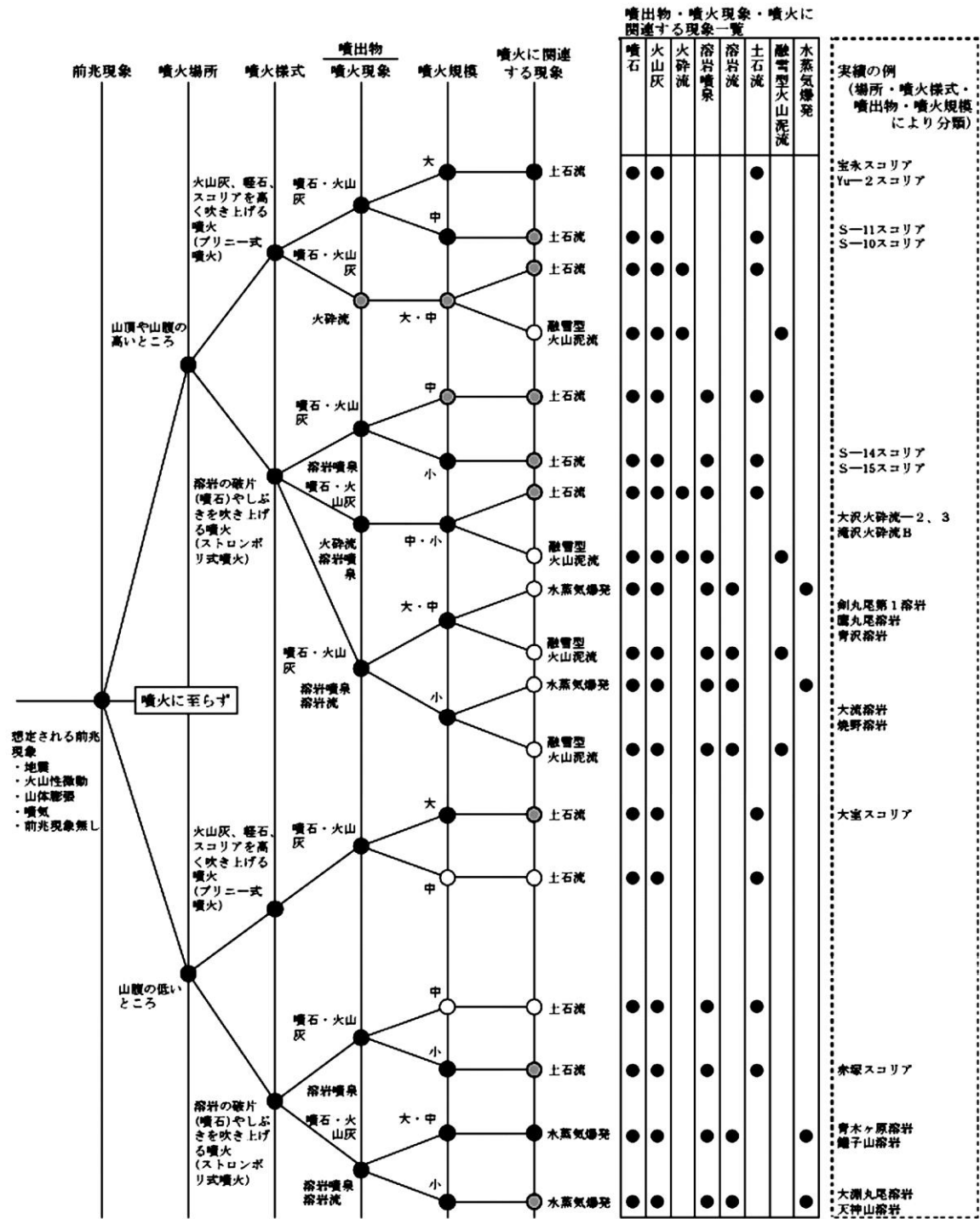
第6節 想定する火山災害

1 噴火の概略シナリオ

富士山で起こりうる噴火については、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではありませんが、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオを表記します。

なお、富士山ハザードマップは、3200年前までの噴火データを基に想定されたものであり、それより古い時代の噴火は除外されています。このためマップに示される火山現象の影響範囲が拡大することがあり得ることも考慮しておく必要があります。

【国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオ】



用語の説明

噴石	噴火時に火口から空中に放り飛ばされる直径数cm以上の岩塊。
溶岩噴泉	火口から溶岩のしぶきがジェット状に噴出する現象。噴火初期に生ずることが多い。高さは最大で数100mに達する。
ストロンボリ式噴火	粘性の低いマグマの火山で、数秒～数分の間隔で起きる爆発的噴火、溶岩のしぶきや火山灰、噴石、火山弾などが放出される。
プリニー式噴火	多量の軽石や火山灰、スコリア等を連続的に空高く噴出するタイプの噴火。成層圏にまで達するような巨大な噴煙を上げる場合もある。

- 3200年前以降の富士山における火山活動で実績として確認されている事例
 - 厳密な証拠はないが、ほぼ確実に発生していたと予測される事例
 - 富士山での実績は知られていないが、他火山の例などから発生が考えられる事例
- (注意)
- 1) 噴火割れ目が大きくなった場合や複数の噴火口から噴出した場合、「山頂や山腹の高いところ」と「山腹の低いところ」の両者で同時に噴火する場合があります。
 - 2) 火砕流の潮流入時の二次爆発、プリニー式噴火による二次的溶岩流等の可能性もあります。
 - 3) 噴火様式が変化し、プリニー式噴火からストロンボリ式噴火に移行するような場合もあります。
 - 4) 水蒸気爆発に伴って、火砕サージが発生する可能性があります。
- 以上の他にも、このツリー図に含まれていないケースが起きる場合があります。

2 防災計画が対象とする火山現象と影響予測範囲

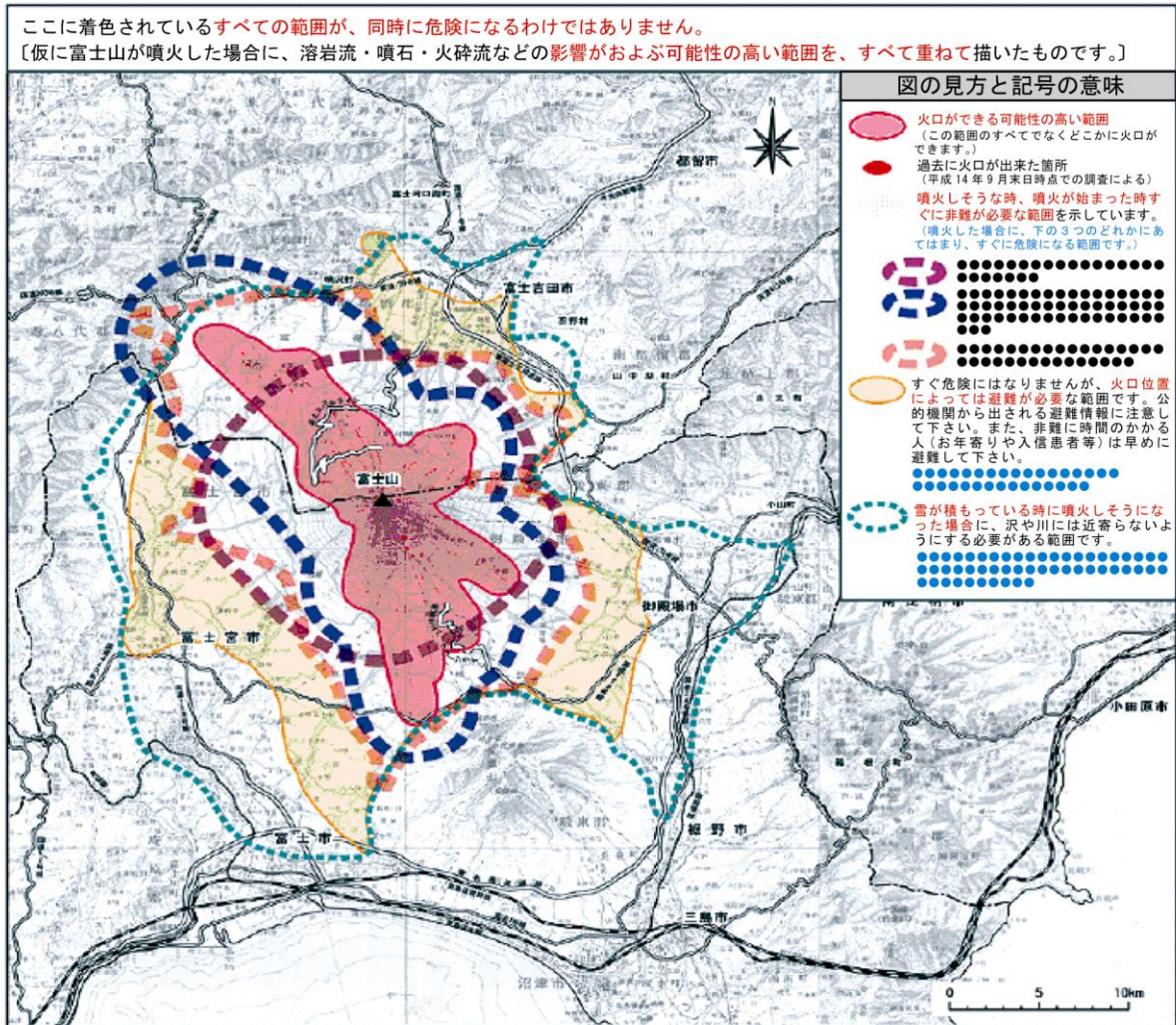
(1) この計画が対象とする火山現象は、富士山火山広域防災対策基本方針で影響予想範囲が示され緊急かつ広域的な対応が求められる次の火山現象とします。

- ① 溶岩流
- ② 火砕流・火砕サージ
- ③ 融雪型火山泥流
- ④ 噴石
- ⑤ 降灰
- ⑥ 降灰後の降雨による土石流

(2) 各火山現象の影響予想範囲は、富士山火山広域防災対策基本方針及び国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された範囲とし、その影響予想範囲を富士山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として図－Ⅰから図－Ⅲに示します。なお、このハザードマップによる各火山現象の影響予想範囲は、一定の条件に基づき推定されたもので、実際に噴火した場合は、噴火のタイプ、火口の位置、噴火の規模、季節等によって変化します。

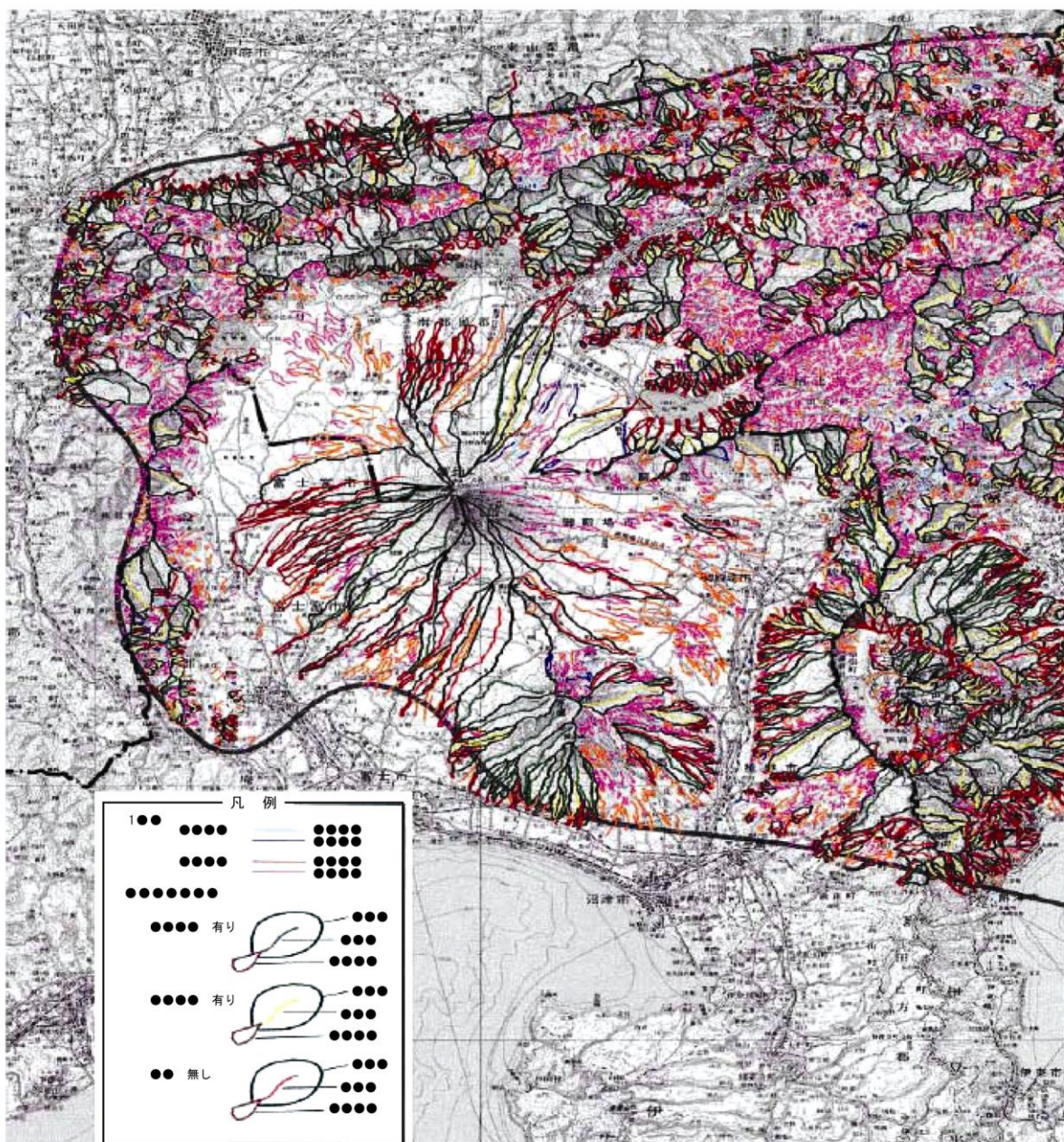
【図－I】

「想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型土石流の影響予想範囲」



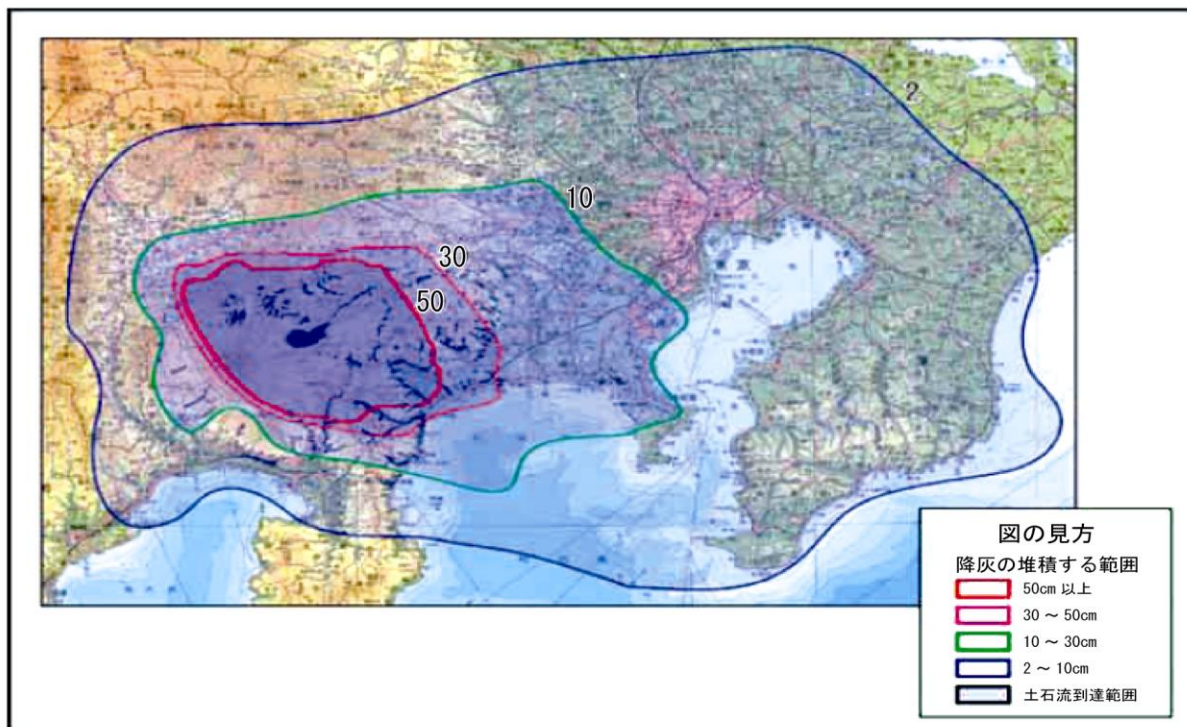
【図－Ⅱ】

「降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲」



【図－Ⅲ】

「降灰の影響予想範囲」



第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火警報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりです。

1 噴火警報・火山情報等の種類

気象庁火山監視・情報センターは、以下の噴火警報・火山情報等を発表します。

噴火警報は、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。

種 類	内 容
噴火警報	居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表。 居住地区に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は「噴火警報（居住地区）」（略称：噴火警報）となる。火口周辺のみで重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」（略称：火口周辺警報）となる。
噴火予報	火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合や噴火警報を解除する場合に発表。
噴火警戒レベル	火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分したもの。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。噴火警戒レベルは噴火警報及び噴火予報に含め発表。
降灰予報	噴煙の高さが3 km以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。
火山情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震の回数など火山活動状況を知らせるため発表 ・火山活動開設資料 防災活動の利用に適するよう火山観測の成果、統計及び調査成果等を編集した資料

2 富士山の噴火予報・警報と噴火警戒レベル

	名称	略称	対象範囲	(状態) 発表基準	レベル
噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態	レベル5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
	噴火警報(火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
				火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (平常)

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

1 安全な土地利用

- (1) 町は、火山の噴火現象を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者・児童・乳児等の災害時要援護者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるよう努めます。
- (2) 町は、火山噴火による危険性が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要となる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めます。
- (3) 町は、噴火による災害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行います。

2 公共施設等の安全確保

- (1) 町は、公共施設、避難所となる施設並びに学校について、火山災害に対する安全性を考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努めます。
- (2) 施設管理者は、医療・社会福祉施設などの災害時要援護者利用施設等について、火山災害に対する安全性を考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努めるものとします。

3 情報発信拠点等の整備

町は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、生涯学習館、観光案内施設等、富士山火山防災センター、研究施設、博物館・資料館等の既設施設を拠点とした情報ネットワーク化を図ります。

4 砂防・治山施設の整備

町は、災害に強い町土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した治山・治水、砂防事業等の保全事業を総合的・計画的に推進するよう県に要請します。

5 ライフライン施設等の安全確保

ライフライン管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとします。

第2節 防災関連施設・地域防災力等の把握

町は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努めます。なお、主な項目については、次のとおりです。

- (1) 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- (2) 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- (3) 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- (4) 火山災害時における避難所の状況
- (5) 避難ルート、一次避難所、二次避難所の状況
- (6) 医療施設、社会福祉施設の所在及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況
- (7) 広域防災拠点、ヘリポート
- (8) 通年の気象データ
- (9) 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- (10) 備蓄倉庫

(※注) 一次避難所・・・地区ごとに一時的に集合して、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園をいいます。

二次避難所・・・一次避難所から避難所へ避難する前の中継点で、町長が指定した住民の避難誘導等を行うことが可能な小中学校のグラウンド、町内会の集会場をいいます。

第3節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発

1 住民に対する普及・啓発

町は、災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、次により火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及します。

- (1) 広報誌・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催

2 町の職員に対する防災知識の普及

町は、職員に対し、講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底を図ります。

3 観光客・観光事業者への普及・啓発

- (1) 町は、町観光連盟等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図ります。
- (2) 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般知識と防災知識の普及に努めるものとします。

4 教職員等への普及活動

町は、教職員を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法についても検討します。

5 児童・生徒等への普及・啓発

町は、小学校低学年・高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に取り入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者及び児童・生徒等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図ります。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努めます。

7 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対して、火山災害時における自動車の利用について各種講習会等を実施するよう努めます。

8 普及内容

- (1) 火山に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難経路等に関する知識
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

第4節 火山観測・監視体制の整備

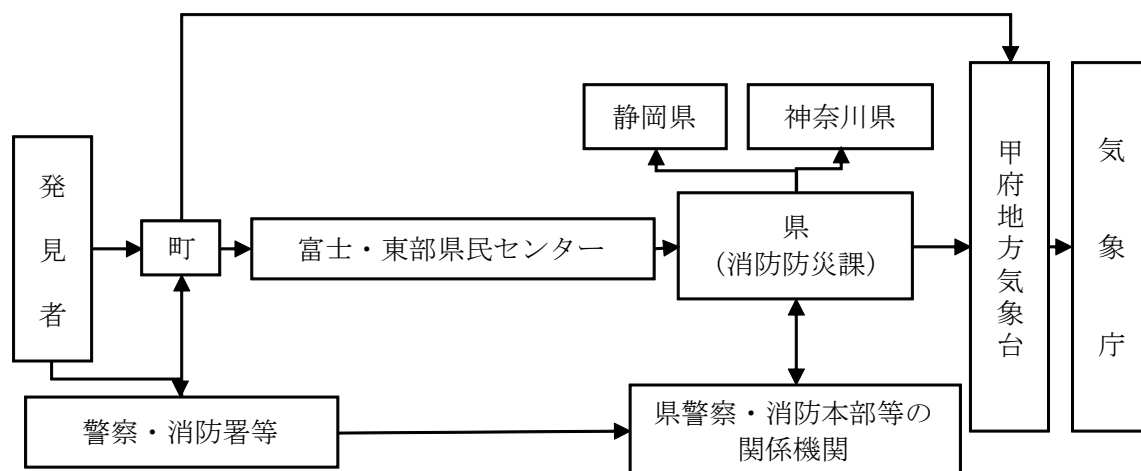
町は、火山観測データや、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供の依頼をするなど、観測・監視体制の整備に努めます。

第5節 異常現象発見の通報・伝達

1 異常現象発見時の通報・伝達

- (1) 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町又は消防機関若しくは警察署（以下「町等」という。）に通報するものとします。
- (2) 通報を受けた町等は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに、速やかに県に伝達します。また、受理した異常現象は環富士山火山防災連絡会構成市町村に伝達します。
- (3) 県は、町等から受理した異常現象に関する情報を速やかに甲府地方气象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達します。

【伝達系統】



2 通報を要する異常現象

(1) 噴煙

噴煙の出現、増加又は減少、色の変化

(2) 火口付近の状態

火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化

(3) 地熱地帯の状態

地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

(4) 鳴動

異常音の発生

(5) 火山性地震

有感地震の発生

(6) 温泉、湧水

新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化

(7) 河川、湖沼、井戸などの異常

変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

(8) その他

火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

第6節 関係機関との連携体制の整備

町は、必要に応じて富士山の火山防災に関係する市町村（環富士山火山防災連絡協議会構成市町村など）及び県、防災関係機関と富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行います。

第7節 防災訓練

1 町及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の熟知、問題点の抽出を図ります。

なお、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫に努めます。

(1) 総合防災訓練

(2) 広域市町村合同訓練

(3) 住民（自主防災組織）における避難訓練

(4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練

(5) 車両等を使用した避難訓練

- (6) 火山情報等の情報伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- (9) 個別訓練（家族会議等）

2 町民

町民は、町及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が実施する噴火を想定した防災訓練に参加し、的確な火山防災対応の体得に努めるものとします。

第8節 火山専門家との協力体制の整備

- 1 町は、避難範囲を設定するためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）から必要に応じ火山活動に応じた防災対策に関する適切な指導・助言を受けられる体制を構築します。
- 2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等への火山活動を解説するものとします。
また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講演会等の活動に関する協力を行うものとします。

第9節 噴火前に避難行動をすべき範囲

町長は、本計画第1章第6節の図-Iに示す火山現象の影響予想範囲をもとに、噴火前に避難行動をすべき範囲（以下「避難対象範囲」という。）を次の3地域に区分してあらかじめ設定します。

なお、避難対象範囲の設定に際し、住民等にとってわかりやすく避難が円滑に実施できるよう、「地域のコミュニティーに応じた自治会（区）」、「道路・河川など地勢・地理」などを境界線に考慮した範囲を設定します。

- 1 第1次避難対象範囲
想定火口範囲

- 2 第2次避難対象範囲
火砕流・火砕サージ、噴石影響予想範囲及び溶岩流3時間以内影響予想範囲を重ねた範囲から第1次避難対象範囲を除いた範囲とし、積雪時には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予想範囲を加えた範囲

- 3 第3次避難対象範囲
溶岩流24時間以内影響予想範囲から第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲を除いた範囲

第10節 自主防災活動

避難範囲内の自主防災組織は、町と協力して、次の自主防災活動に努めるものとします。

- (1) ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 一次避難地となる場所の選定
- (4) 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- (5) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (6) 要介護者台帳等に基づく災害時要援護者の把握
- (7) 災害時要援護者に対する支援方法の検討
- (8) 噴火を想定した防災訓練の実施

第11節 各施設等の防災対応力の向上

1 災害時要援護者利用施設の防災対応の推進

(1) 災害時要援護者施設の管理者

- ① 避難対象範囲内の災害時要援護者施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法を明確にしておくものとします。また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとします。
- ② 町との連携のもと、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織との日常の連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるよう平時の体制づくりに努めるものとします。

(2) 町

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行います。

2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

(1) 避難対象範囲内の施設管理者

- ① 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努めるものとします。
- ② 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努めるものとします。
- ③ 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努めるものとします。

(2) 町

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行います。

第12節 避難に関する情報伝達体制の整備

- 1 町は、避難勧告等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政無線、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努めます。
- 2 町は、入山者、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせの対応について、町観光連盟等関係機関との連携体制の整備に努めます。

第13節 避難活動体制の整備

1 避難に関する体制の整備

町は、町長が避難に関連する判断を行うにあたり、必要に応じて県や火山専門家から迅速かつ的確な助言を求めることができるように、それらと連携できる体制の整備に努めます。

2 広域避難のための体制の整備

- (1) 町は、噴火被害が広域に及ぶ可能性を想定して、関係市町村・県等と協力し近隣市町村に避難するための広域避難計画の策定に努めます。
- (2) 町は、避難準備情報、避難勧告又は指示により、住民等が近隣市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受入れなど必要な事項について、協定を締結するように努めます。
- (3) 町は、町外から受け入れた避難者の安否情報の収集や町外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努めます。
- (4) 町は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利用可能な大規模施設をあらかじめ把握するよう努めます。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討します。
- (5) 町は、近隣市町村に避難するための広域避難計画を策定する際、必要に応じて、県に対して調整、避難受入れ先の確保等に関する調整等の支援を求めます。
- (6) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、町、警察、中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター、富士急行(株)は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して、体制の整備に努めるものとします。

3 避難場所の整備

町は、噴火による災害から避難する住民等の避難場所の整備・指定について、次の点に留意します。

- (1) 車両で集団避難する場合の二次避難所地をあらかじめ指定します。
- (2) 災害時要援護者の避難については、再避難をさける地域とします。
- (3) 大量の降灰を想定して、堅牢な建物の確保に努めます。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。
- (5) 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努めます。
- (6) 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めます。
- (7) 一次・二次避難地は、原則として徒歩で避難できる範囲とします。
- (8) 災害時要援護者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めます。
- (9) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努めます。

4 避難経路の設定

- (1) 町長は、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂崩れの危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定します。
- (2) 町長は、交通規制の箇所、手段等について、公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行います。

5 避難輸送体制の整備

- (1) 町は、噴火警報（居住地域）の発表時に避難用車両を確保します。
- (2) 町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、避難輸送計画を策定し、バス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努めます。また、燃料事業者との協定締結に努めます。
- (3) 町は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のため運行増発・協定の締結の連携体制の整備に努めます。
- (4) 町は、避難車両の確保、町とバス事業者等との連携体制について、必要に応じて、県に対して調整・支援を求めることができます。

6 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行うものとします。

第 14 節 家畜避難体制の整備及び逃走防止の措置

- 1 町及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない地域への家畜移送や家畜の逃走による被害を最小限に止める措置についての検討を進めるものとします。
- 2 町は、畜産農家等が円滑、かつ安全に家畜避難、家畜逃走防止措置等をできるよう、火山情報等を的確に伝達できる体制の整備を図ります。

第 15 節 医療救護体制の整備

- 1 町は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するよう努めます。
- 2 町は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な医療のため、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するよう努めます。
- 3 町は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するよう努めます。

第 16 節 食料及び生活必需品の調達

- 1 基本方針
 - (1) 避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するよう努めます。
 - (2) 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋します。
- 2 町
 - (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結します。
 - (2) 救援物資の受け入れ場所を確保するとともに、受け入れ体制を整備します。

第 17 節 飲料水の確保、給水活動

- (1) 町は、火山周辺警報の発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用機器材の点検を行うとともに、町民に対して緊急貯水の呼びかけを行います。
- (2) 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び復旧方法等の実施体制確立を図ります。
- (3) 噴火による地下変動等により揚水ポンプ等の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予測される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図ります。
- (4) 水道工事事業者との協力体制の整備を図ります。

第 18 節 防災ボランティア支援体制の整備

- 1 町は、富士河口湖町社会福祉協議会及び富士河口湖町ボランティア協会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進に努めます。
- 2 県及び日本赤十字社山梨県支部では、平常時より防災ボランティアの育成等が行われており、町においても県及び関係機関と連携して自主防災組織などの既存災害体制を補完し、効果的な火山防災対策を推進するうえで大きな役割を果たすことができる防災ボランティアの育成に努めます。

第 19 節 災害時要援護者支援体制の整備

- 1 災害時要援護者支援体制
 - (1) 町は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応が迅速かつ的確に実施できるよう努めます。
 - (2) 町は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し災害時要援護者の支援体制の整備を行います。
 - (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政組織、地域組織、福祉関係団体が協力して災害時要援護者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努めるものとします。
 - (4) 町は、必要に応じて、県に対して保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資の提供について要請します。
- 2 災害時要援護者の把握

町は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、自治会（区）、自主防災組織等と協力して災害時要援護者の把握にあたります。

3 人材確保

町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材確保に努め、災害時要援護者の支援に必要な人材の確保に努めます。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

1 基本方針

- (1) 町、県及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定めます。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生にあたっては、職員を確保できるよう配慮します。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施にあたっては、十分な人員を確保できるよう各課室間における人員面での協力体制の整備を図ります。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図ります。

2 町の活動体制

- (1) 町は、富士山に噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合には、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、富士河口湖町災害対策本部を（以下「災害対策本部」という。）を設置します。
- (2) 町本部長は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは、現地対策本部を設置します。
- (3) 町は、噴火警報（噴火警戒レベル5）発表時に設置される国・県・町等からなる合同現地警戒本部と連携を図ります。

3 噴火時における合同現地対策本部の確保

- (1) 町は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・町の合同現地対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所等の検討を行います。
- (2) 町は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等について検討を行います。
- (3) 合同現地対策本部設置後、町は、国、関係機関と協力し、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班を立ち上げ活動を行います。
- (4) 町及び県の意思決定の迅速化を図るため、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るよう努めます。

第2節 町職員の配備体制

職員の配備基準は次の基準によるものとします。

1 第一次配備体制

《火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき》

火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立します。又、火山災害関連情報の収集をはじめとする応急対策活動に着手します。

《配備要員》

総務課職員及び課長職が配備につく。ただし、上記以外の所属においても災害の状況により必要な場合は、町長又は所属長の判断で配備につく。また、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。

2 第二次配備体制

《噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が発表されたとき》

事態の推移に伴い、噴火に備えた警戒態勢を確立し災害時要援護者の避難や自主避難等の対応にあたります。又、速やかに災害対策本部に移行できるように努めます。

《配備要員》

第1次配備要員に加え第2配備要員（係長）が配備につく。ただし、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。

3 第三次配備体制

《噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき》

速やかに災害対策本部を設置し、一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるよう努めます。又、災害対策本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るよう努めます。

《配備要員》

全職員

第3節 廃止基準

災害対策本部の廃止にあたっては、本部長が町地域に対する火山災害の発生するおそれなくなったと認めるとき、又は、本部長が、概ね火山災害応急対策を終了したと認めるときとします。

第4節 情報の伝達・収集・広報

1 噴火警報・火山情報等の伝達

(1) 甲府地方气象台

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が富士山の噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方气象台は、噴火警報・火山情報等について知事への

通報及び県内関係機関への伝達を行うものとします。

(2) 県

- ① 噴火警報・火山情報等を受理したときは、その内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達するものとします。
- ② 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて、甲府地方气象台、市町村長、関係機関に伝達するものとします。
- ③ 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国とともに緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知します。

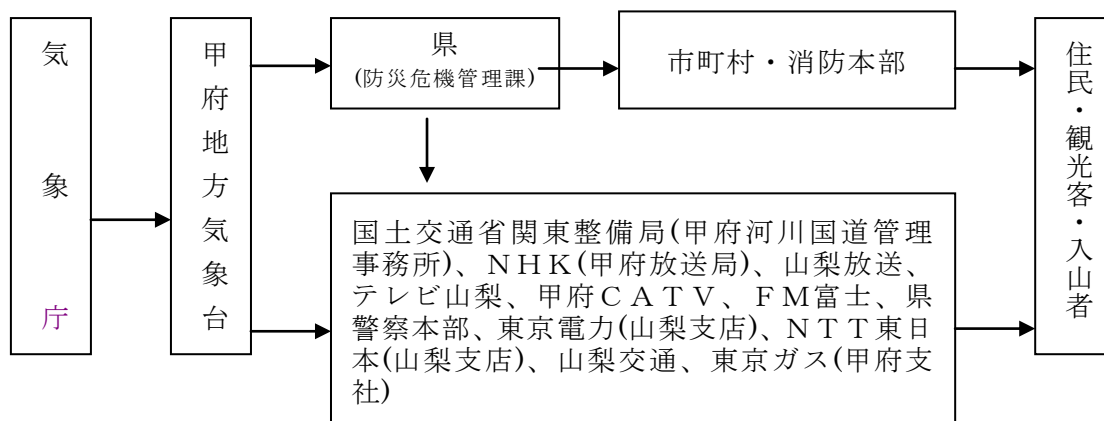
(3) 町

- ① 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予測される災害、とるべき措置等を直ちに、防災行政無線、広報車等で当該地域住民、観光客、入山者等並びに関係機関に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図ります。
- ② 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山者等に周知徹底します。

(4) 道路管理者

火山周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置による伝達に努めるものとします。

【伝達系統】



注) 伝達の詳細は各機関において別途定めるものとします

2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- (1) 町は、火山周辺警報が発表された場合、山小屋等へ火山情報に関する内容、予測される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼びかけます。
- (2) 町は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を

活用して、帰宅促進の広報を行います。

(3) 県は、火山周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して入山自粛を呼びかけ、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行います。

(4) 県、町及び町観光連盟は、観光客の誘導にあたり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行います。

3 避難に関する情報伝達

(1) 町長は、避難準備情報、避難勧告又は指示等を、防災行政無線、広報車等で危険地域の住民、観光客、入山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のため警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得ます。

(2) 町は、災害時要援護者への情報伝達にあたっては、的確な情報伝達を行うよう民生委員、福祉関係団体、自治会（区）等に協力を得て速やかに伝達を行います。

(3) 町長は、避難勧告又は指示等を行った場合には、町観光連盟、関連する観光事業者に伝達して、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかけます。

4 安否情報

町は、自治会（区）、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内できるよう努めます。

5 被害情報等の収集・伝達

(1) 被害状況の確認

① 県は、地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて情報を収集するものとします。

② 町及び県は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各施設管理者等が持つ情報も収集します。

(2) 情報の伝達

町、県及び防災関係機関は、防災行政無線又は有線電話等により相互の情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い、定期的に情報を伝達します。

6 問い合わせ対応

町は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせのため窓口を設けます。

第5節 避難行動

1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予測されるため、気象庁から発信される火山情報等による火山活動の状況、又段階に応じて住民等を安全な場所へ避難させることを避難行動の基本とします。

2 避難勧告又は指示

(1) 町長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備情報、避難勧告または指示を行うとともに、その内容の周知徹底のため警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得ます。この場合には、速やかにその旨を知事に報告します。

(2) 知事

町長が避難準備情報、避難勧告又は指示の全部もしくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、町長に代行して避難勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のため警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得るものとします。

(3) 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められ、かつ町長もしくは避難指示に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができます。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知します。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその現場にいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができます。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知します。

3 避難勧告又は指示等の内容

避難準備情報、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行います。なお、緊急時において、すべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部もしくは全部を省略して行うことができます。

(1) 避難対象範囲

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由

(5) その他必要な事項

4 警戒区域の設定

(1) 町長

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

(2) 知事

町長がその全部もしくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、町長に代行して警戒区域の設定等の災害基本法第 63 条第 1 項に規定する町長の権限を実施するものとします。この場合に知事はその旨を公示します。

(3) 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ町長もしくは、警戒区域の設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、直ちに警戒区域の設定等の災害基本法第 63 条第 1 項に規定する町長の権限を実施することができます。この場合には、直ちに警戒区域を設置した旨を町長に通知します。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ町長もしくは警戒区域の設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官が現場にいない場合に限り、警戒区域の設定等の災害基本法第 63 条第 1 項に規定する町長の権限を実施することができます。この場合には、直ちに警戒区域を設置した旨を町長に通知します。

5 住民の避難準備・避難行動

(1) 町長等により入山自粛の呼びかけ等が実施されたときは、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始するものとします。

(2) 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自治会（区）があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとします。

(3) 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、町長があらかじめ指定した二次避難地に移動し、町が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去するものとします。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去するものとします。

(4) 災害時要援護者施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動もしくは家族への引渡しを実施するものとします。

6 状況に応じた避難行動

町長は、次のとおり火山活動状況及び火山情報に応じた避難対応を行います。

なお、次表の火山情報については、本編第1章第7節によるものであり、避難対象地域については、本編第2章第9節に示す避難範囲によるものです。

火山活動の状況 (噴火警戒レベル及び噴火警報等)	避難対象地域	町長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して(入山者、観光客等)
		一般住民	災害時要援護者	
火口周辺警報(レベル2:火口周辺規制)が発表されたとき			避難開始の情報を発令	
火口周辺警報(レベル3:入山規制)が発表されたとき	第1次避難対象範囲	—	避難開始の情報を発令	当該地域内からの下山及び入山自粛等の呼びかけを実施
噴火警報(レベル4:避難準備)が発表されたとき	第1次避難対象範囲	避難勧告又は指示を実施 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定)	避難勧告又は指示	
	第2次避難対象範囲	避難準備情報を発令 (避難所・福祉避難所の開設)	避難勧告又は指示	当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼びかけを実施
	第3次避難対象範囲	必要に応じて避難の準備を行う旨の情報を発令 (避難所の開設)	避難開始の情報を発令 (福祉避難所の開設)	当該地域内での観光自粛等の帰宅呼びかけを実施
噴火警報(レベル5:避難)が発表されたとき	第1次及び第2次避難対象範囲	第1次避難対象範囲は、避難勧告又は指示を継続 第2次避難対象範囲は、避難勧告又は指示を実施 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定)		
	第3次避難対象範囲	避難準備情報を発令 (避難所・福祉避難所の開設)		当該地域内での観光自粛等の帰宅呼びかけを実施
噴火警報が発表された後に噴火して、火口周辺警報及び噴火警報が発表されたとき	第1次避難対象範囲の全域及び第2次避難対象範囲のうち噴火発生場所に基づき火山現象が予想される範囲	避難勧告又は指示を継続		
	第2次避難対象範囲のうち噴火発生場所に基づき火山現象が予想される範囲以外の範囲	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除		
		避難準備の呼びかけを実施		当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼びかけを実施

	第3次 避難対象範囲	必要に応じて避難 準備の呼びかけを 実施	避難準備の呼びか けを実施 (福祉避難所 の開設)	当該地域内での観光自 粛等の帰宅呼びかけを 実施
--	---------------	----------------------------	------------------------------------	--------------------------------

(資料：富士山噴火時の避難ゾーン)

火山活動の状況 (噴火警戒レベ ル及び噴火警報 等)	避難対象地域	町長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して(入 山者、観光客等)
		一般住民	災害時要援護者	
噴火警報が発表 されずに噴火し て、火口周辺警報 及び噴火警報が 発表されたとき	第1次避難対象 範囲の全域及び 第2次避難対象 範囲のうち噴火 発生場所に基づ き火山現象が予 想される範囲	避難勧告又は指示を実施 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めると きは、警戒区域の設定) ※自ら噴火を確認した者は、避難勧告又は指示を待たずに直ちに 当該地域から避難		
	第2次避難対象 範囲のうち噴火 発生場所に基づ き火山現象が予 想される範囲以 外の範囲	避難準備の呼びかけを実施 (避難所・福祉避難所の開設)		当該地域内からの下山 の呼びかけ及び入山自 粛等の呼びかけを実施
	第3次 避難対象範囲	必要に応じて避難 準備の呼びかけを 実施	避難準備の呼びか けを実施 (福祉避難所の開 設)	当該地域内での観光自 粛等の帰宅呼びかけを 実施
溶岩流が発生し 火口周辺警報及 び噴火警報が発 表されたとき	第3次避難対象 範囲のうち溶岩 流の影響が予想 される範囲	避難勧告又は指示を実施		
	溶岩流の流下に より、その影響 が第3次避難対 象範囲を越える ことが予想され る範囲	避難勧告又は指示を実施		
降灰により火口 周辺警報及び噴 火警報が発表さ れたとき	降灰が予想され る範囲	降灰時における注意の呼びかけを実施		
	大量の降灰が予 想される範囲 (概ね 30 cm/日)	避難勧告又は指示を実施		

7 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用するものとします。
- (2) 災害時要援護者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難勧告又は指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、町長から避難準備情報の発令があった場合には、早期の避難を行うものとします。
- (3) 一時滞在者は、町長等から下山の呼びかけ、入山自粛の呼びかけ及び観光自粛の呼びかけがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努めるものとします。

8 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

- ① 町長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設します。
- ② 町長は、住民の避難準備の呼びかけを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設します。
- ③ 町長は、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保したうえで、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努めます。

(2) 避難場所の管理運営

- ① 町は、各避難場所の適切な運営管理に努めます。また、避難場所における情報の伝達、食料・水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、自治会（区）等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるよう努めるとともに、必要に応じて、他の市町村に協力を求めます。
- ② 避難場所ごとに収容されている避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達します。
- ③ 避難場所において生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮します。また、災害時要援護者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立します。
- ④ 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努めます。
- ⑤ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難場所の早期解消に努めます。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

- 1 町長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲、又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行います。
- 2 町長は、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う場合、県に助言を求めることができます。その際、県は必要に応じて専門的な知識を持つ関係機関及び火山専門家等と噴火の見通しや今後の活動評価について協議を行うものとされています。

第7節 一時帰宅の実施

- 1 町長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができます。なお、一時帰宅の実施にあたっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じるものとします。
- 2 町長は、一時帰宅を行う場合、県に助言を求めることができます。その際、県は必要に応じて関係機関及び火山専門家と協議を行うものとされています。

第8節 家畜避難

畜産農家等は、噴火警報（レベル4：避難準備）が発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として移送計画に基づき家畜避難を開始するものとします。又、家畜避難時には、逃走による危険が生じるおそれがあるため、危険防止の対策を講じるものとします。

第9節 交通応急対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとします。又、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者が取るべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとします。

町は、交通規制が実施された場合、その内容を把握し円滑な避難対策を県や関係機関と連携する体制整備に努めます。

- 1 交通応急対策の基本方針
 - (1) 災害の発生が緊迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限します。

- (2) 被害拡大防止及び災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限します。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止します。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施します。

2 交通規制の実施

- (1) 富士吉田警察署及び道路管理者は、火山災害発生時における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急車両等の通行路を確保します。また、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施します。
- (2) 道路管理者は、火山現象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制します。
- (3) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年 12 月 17 日)に定められた標識等を設置します。

第 10 節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋します。
 - (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行います。
- 2 町は警察署が行う被災者等の安全・安心を確保するための警察活動に協力し、公共の安全と秩序の維持にあたるものとします。
- 3 町は、県、富士山周辺市町村、警察、消防等と連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努めます。

第 11 節 降灰対策

- 1 町は、降灰があった場合、県や他の市町村等と協力し降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関等の協力を得て降灰状況を住民等へ周知します。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとします。又、各事業所から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとします。
- 3 町は、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用等について事前に検討を行います。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努めるものとします。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとします。
- 5 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除灰等の応急対策を実施するものとします。

第 12 節 被害拡大防止対策

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施します。

- 1 町・県・防災関係機関
 - (1) 溶岩流流下防止（築壘、築溝、溶岩トンネルの爆破、放水活動など）
 - (2) 土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
 - (3) 危険範囲からの危険物等の搬出
 - (4) 洪水氾濫防止（築堤）
 - (5) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）
- 2 降灰があった地域の住民及び事業者
堆積した降灰の除去（住宅・事業施設など）

第13節 災害救助法による支援

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行うものとされています。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については、町長が行います。

第14節 住宅供給の実施

町は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供等を実施します。

1 応急的な住宅確保

町は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討します。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとします。

2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておく必要があることから、町及び県との連携により応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施します。

第15節 残留者・行方不明者等の搜索

1 町は、一般住民の噴火前避難にあたり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告します。

2 町、県、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し搜索・救出班等を構成して対応することとします。

3 噴火時の搜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火の状況を把握したうえで安全確保に関する万全な対策を講じるものとします。

第16節 防災ボランティア支援対策

1 防災ボランティアの受け入れ

町は、県及び関係団体と相互に連携し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その他受け入れ体制を確保するよう努めます。

ボランティアの受け入れに際して、高齢者介護や外人との会話力等ボランティアの

技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとします。

2 防災ボランティアの促進

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同対策本部の整備促進に努めており、町においても、関係機関と連携するなかで防災ボランティアの育成に努めるものとします。

第 17 節 災害時要援護者支援対策

1 災害時要援護者への配慮

(1) 町は、避難誘導、避難場所での良好な生活環境確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、災害時要援護者に十分配慮します。特に、高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めます。

(2) 町は、避難場所等における災害時要援護者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施します。

2 災害時要援護者向けの情報提供

町は、災害時要援護者に対応した情報提供が適切に行われるよう配慮します。

3 帰宅困難者、滞在者の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞在者が発生したときは、町、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努めるものとします。滞在期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護するものとします。町災対本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとるものとします。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲における災害防止のために、次の対応を行います。

- (1) 警戒基準雨量の見直し
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

- 1 町は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めます。
- 2 町は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行います。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、又、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うよう努めます。

第4節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るため、恒久的な住宅の供給を推進するよう努めます。
- 2 町は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地に復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討します。その際、被災者の再建移行について聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示します。
- 3 町は、避難生活が長期化する場合には、災害時要援護者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討します。

第5節 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成し実施します。

県・町・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じて、その方法等を協議し、それぞれの関係機関、団体の特色を活かしながら実施します。

3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表します。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

町は、必要に応じて、地方税の納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図ります。

第7節 職業安定

町は県と協力し、被災地における雇用維持を図るため必要な措置を講ずるとともに、被災地に対するきめ細やかな職業紹介を行うなどの雇用対策を推進します。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

町は県と協力し、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識経験者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行います。

第9節 火山資源の活用

1 町は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図るよう努めます。又、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努めます。

2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努めます。

第10節 各種行政サービスの実施体制の整備

噴火による避難の長期化などに対応するため、国、県及び町は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討します。